

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO. 1 2014年 9月16日

発行者：JR 東海労静岡地方本部 山本繁明

「地労委命令」に基づき、 会社に申し入れる！！

地本情報No.9「速報」でもお知らせしたとおり、9月9日静岡県労働委員会は「静岡支社管内の沼津・富士・静岡及び浜松の、各運輸区に設置されている JR 東海労静岡

岡地本の掲示板に掲出された掲示物を撤去したことは、不当労働行為である」と判断し、会社に対して JR 東海労本部と静岡地本に謝罪文の手交を命令しました。

これを受けて地本は、会社に対して以下の申し入れを行い誠意を持って対応することを強く要求しました。

JR東海労働組合静岡地方本部申第1号
2014年9月11日

東海旅客鉄道株式会社
静岡支社長 河原崎 宏之 殿

JR東海労働組合静岡地方本部
執行委員長 山本 繁明



静岡県労働委員会の「命令」に基づく申し入れ

静岡県労働委員会は9月9日、JR東海労本部、静岡地本が不当労働行為救済を求めて申し立てた「平成25年（不）第1号事件」について、静岡支社管内の沼津、富士、静岡及び浜松の各運輸区に設置されているJR東海労静岡地本の掲示板に掲出された掲示物を撤去したことは不当労働行為であると判断し、会社に対してJR東海労及び静岡地本に謝罪文の手交を命令した。

この命令に関して、下記の通り申し入れるので誠意を持って対応すること。

記

1. 静岡県労働委員会の「命令」に従い、早急に謝罪文を手交すること。
2. 手交に当たっては、事前に組合側幹事と協議し、日時、場所等を決定すること。
3. 謝罪文は会社の責任者である社長が手交すること。
4. 静岡県労働委員会の「命令」を真摯に受け止め、再審査申し立て等、法的措置を行わないこと。
5. 今後二度と、組合掲示物撤去などの不当労働行為を行わないこと。

以上